

- 日時：令和6年11月15日（金）10時～12時
- 場所：議会棟 西会議室
- 出席委員：委員10名（◎＝会長 ○＝副会長）  
新井委員、木本委員、小林委員、○武田委員、徳山委員、  
友田委員、◎中里委員、西村委員、三谷委員、三宅委員  
事務局3人  
ダイバーシティ推進課長、ダイバーシティ推進課職員2人  
オブザーバー  
女性センター所長
- 関係所管：0課
- 傍聴者：7名（議事1は非公開のため退席）

## 1 開会

## 2 議事

### (2) パートナーシップ宣誓制度の拡充について(素案)

事務局：——資料をもとに説明——

委員：宣誓書受領証の裏面に戸籍上の名前と続柄の項目を入れている理由は何か。  
また、必ず記入しなければならないのか。

事務局：要綱上、宣誓書受領証には、氏名に代えて通称を記載することができると定め  
ている。通称名で生活されている方が希望される場合には、受領証の表面に通  
称名を、裏面に戸籍上の名前を記入いただいている。裏面への戸籍上の名前の  
記入は必須ではないが、病院等でパートナーとの関係性を理解してもらうには  
戸籍上の名前を記入する方が効果的であると考えている。

委員：受領証に戸籍上の名前を記入することについて、受付時に説明はあるのか。  
また、外国人も制度の対象なのか。

事務局：外国の方であっても、宣誓者の一方又は双方が本市在住であれば、本市で宣誓  
いただける。

委員：今回の制度拡充により、事実婚カップルも制度の対象に含めるとのことで、今  
後様々なケースが想定される。

委員：宣誓書受領証はどのように活用されているのか。持っていることのメリットは  
何か。

事務局：宣誓書受領証には法的効力はないので、証明というよりは、パートナーとの関  
係性の説明をスムーズにするものである。

- 委員：宣誓書受領証に法的効力がないのであれば、戸籍上の名前を記入する必要性が薄いように思う。
- 事務局：法的効力はないが、パートナーとの関係性を証明するにあたって補助的に使用するケースはあり得る。戸籍上の名前の記入については、宣誓者ご本人の希望に応じて対応できるように考えたい。
- 委員：法的効力はないにしても、困りごとの解決に向けては効力を持たせるように、中身のある制度にしていく必要がある。そのためには宣誓書受領証にどのような記入するのが良いのかを考えるべきである。
- 委員：受領証自体の効力や戸籍上の名前を記入することのメリットとデメリットを宣誓者本人に丁寧に説明した上で、宣誓者本人に判断してもらおうと良いのではないかな。
- 事務局：今回の制度拡充では、パートナーの子や親だけでなく、生計同一の近親者も制度の対象者に含め、宣誓書受領証に名前・続柄を記載し、交付する形で考えている。
- 委員：例えば、月に1、2回程度週末だけ里親となる「週末里親」として、普段は児童養護施設で暮らす子どもを養育しているケースにおいて、その子どもは制度の対象になるか。
- 事務局：制度の対象となるのは、パートナーの子や親等の近親者であり、住民票やその他の書類で生計同一が確認できることを要件としている。
- 委員：制度を拡充するにあたっては、宣誓して受領証に戸籍上の名前を記入することで生活がどのように変わるか、例えば市営住宅の入居申請時にはどのようなメリットがあるかなど、メリットを例示しておくとう分かりやすい。
- 事務局：医療現場での手術の同意などの場面で、受領証を提示することでパートナーとの関係性を理解いただけるように、総合病院などの大きな病院には制度の周知を図っている。
- 委員：受領証に戸籍上の名前を記入することについては、その必要性も含めてもう少し検討してほしい。
- 委員：制度の対象となる子は、親との同居が要件となっているのか。
- 事務局：兵庫県と同様に本市においても、親と子の同居は要件としておらず、生計同一が確認できる場合は制度の対象者として含める。明石市では、子の同居が要件となっているようである。
- 委員：ある程度の要件を課すことで信頼度が増すという側面もあるかと思う。  
徳山委員から発言のあった「週末里親」について、どのような場面で制度の対象とする必要が生じるのか。
- 委員：週末里親として子どもを養育しているときに、その子どもが事故に遭い病院に搬送されたときなどが想定される。
- 事務局：パートナーとの関係性について理解が得られにくいという課題があることから、

続柄や戸籍上の名前を記入する案を提示しているが、受領証への記入方法については、委員からのご意見を踏まえて検討する。

### (3) 尼崎市立女性・勤労婦人センターの今後のあり方について

事務局：——資料をもとに説明——

委員：資料6の6ページ目に記載のタウンミーティングについて、8月に実施したタウンミーティングは、女性センターに特化した意見交換ではなく、図書館などの周辺施設も含めた内容であったことから、女性センターの今後のあり方について十分な意見交換ができなかったと感じる。資料に記載の主な意見はごく一部の意見であり、議会においてもタウンミーティングでは、市民の理解は得られていないという答弁がされている。

委員：タウンミーティングは公共施設戦略課主導で実施しており、女性センターの他、図書館や公園、周辺道路を一体的に整備するというのが所管課の考えであると聞いている。6ページ目の資料には、トレピエに関する意見のみを抜粋している。資料にタウンミーティングの実施日を記載した方がよい。

事務局：タウンミーティングは8月に2回実施し、今年度中に再度実施予定である。  
資料7「トレピエの機能について」は、審議会ではこれまで女性センターに特化した議論を行っていないので、どのような部屋があり、どのような機能を有しているかといった現状での共通認識を持っていただくために作成した。

委員：新たな施設の場所は検討中とのことであるが、どのような経緯で北図書館と女性センターの貸室機能を複合化するという結論に至ったのか、複合化するにはどのような課題があるのか、その課題を解決するための手法について聞きたい。

事務局：本市の公共施設マネジメント基本方針では、将来を見据え、次世代に大きな負担を残さないために、施設の集約・複合化等による再編の推進が示されている。その中で、トレピエは建設から約50年が経過し、施設の老朽化に加えて、耐震上の課題があることから、令和4年2月に改訂した「第1次尼崎市公共施設再編計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針1：再編）」にて同様の課題を持つ北図書館と女性・勤労婦人センターの複合立替えの方針が示された。市内の公共施設全てにおいて言えることであるが、将来負担の縮減の観点から同じ規模の施設に建て替えることは現実的ではない。

北図書館は、まちの魅力向上を目指した一体的な取組として、大井戸公園内にあったスポーツセンターWOODYの跡地に建設予定である。しかしながら、都市公園法の観点から、男女共同参画機能を備えた施設は公園内に設置することができず、男女共同参画機能は周辺地で別途確保することとしている。

委員：複合化の意味が分かりにくいように思う。資料6の5ページ目の書き方では、現トレピエの貸館機能が全て新図書館に移るように見える。

事務局：貸室機能を有した図書館になるというイメージであるが、新トレピエにも啓発の拠点となる部屋は確保し、空いているときは貸し出すなど有効活用することを考えている。

委員：「女性センター・トレピエの今後のあり方についての意見～女性センター機能と貸館の一体化維持を～」（委員個人の資料）配付

計画が床面積の縮小、箱だけの問題にすり替えられ、男女共同参画推進のためにどのような機能・施設が必要かという視点が抜け落ちている。男女共同参画事業や活動が貸館機能と一体となって連動し、相乗作用をもたらせてきた。

貸館と女性センターの他の機能を分けることで、貸館利用者への啓発機会を失ってしまうことは、取り返しのつかない損失である。さらなる男女共同参画推進のためにも、また、市内で唯一の男女共同参画拠点施設であることから現在の機能が決して後退することがないように進めてほしい。

委員：耐震上の課題を解決するためには建て替えの必要があるということは理解できる。新図書館と合わせて、大井戸公園内に新トレピエを整備できる可能性はないのか。

事務局：都市公園法の観点から、男女共同参画機能を備えた施設は公園内に設置することができず、仮に女性センター機能も含めた図書館との複合施設を整備する場合、公園敷地以外の、用途地域上建築可能な市有地に整備する必要があるが、武庫之荘駅周辺には複合施設を建築するための十分な面積を有する市有地がない。

委員：狭い敷居であっても、高い建物を建てることができれば、複合化できるのではないか。

事務局：トレピエ周辺の都市計画上の用途地域は第一種住居地域であるため、高い建物を建てることはできない。

委員：高さを確保することが難しいのであれば、予算の問題もあるだろうが地下を活用するのはどうか。

図書館の来館者にトレピエの展示物を見ていただくことができれば、男女共同参画の啓発に繋がると思う。

委員：資料6の4ページ目の都市公園法の解釈に関する議会答弁が分かりづらい。トレピエの事務所機能は都市公園法に限定列挙されているものに類するものとして解釈する余地はないのかを確認する必要がある。解釈によっては、現トレピエの全機能を図書館と複合化して大井戸公園内に整備することが可能なのではないか。

事務局：トレピエの事務所機能には、確かに啓発セミナーの実施など教養的な側面もあるが、都市公園法の解釈については、原局から県の担当部署に確認を行ったところ、資料6の4ページ目に記載のとおり、トレピエの事務所機能は都市公園法に規定する教養施設に該当しないとのことであった。

- 委員：都市公園法の解釈の余地について、本審議会からの意見として原局に伝えることは可能であると考え。
- 事務局：新施設に必要な機能や名称、目的も含めて考えていく必要がある。審議会からも広い視野の意見をいただきたい。
- 委員：WOODYの跡地を公園から外すことはできないのか。
- 事務局：女性センター機能を備えた施設を現在の大井戸公園内に整備することを目的として、都市計画公園である大井戸公園の区域を変更することについては、都市計画の観点からも困難であると聞いている。
- 委員：新施設の施設名称案として、女性センターではなく、「ダイバーシティ推進センター」はどうか。
- 委員：性の多様性を前提として、「ジェンダー平等センター」はどうか。
- 委員：性の多様性を前提とするのであれば、ジェンダーより広い意味で用いられる「セクシャリティ」という言葉を入れてはどうか。
- 委員：更なる男女格差の解消を目指して「平等」という言葉を施設名称に入れたい。多様性も必要な視点ではあるが、「ダイバーシティ」だと広すぎるように感じる。また、減免について現状では、構成員のうち女性が8割以上のグループ、男女共同参画について学習するときや活動登録グループ等に5割減免が適用されているが、今後基準が見直されて減免が適用されなくなると活動費用が倍になるので、活動の継続が難しくなるのではないかと危惧している。減免を継続できないのであれば、経過措置を検討してもらいたい。
- 事務局：今後決めていく設置目的に応じて減免の基準を検討していく。
- 委員：女性活躍推進法に関する制度改正がされたり、中小企業においても「えるぼし」に認定される企業が増えてきていたり、男女格差は変わりつつある。トレピエでも女性活躍の視点で中小企業と連携するなどして事業を行ってほしい。
- 委員：中小企業センターでは、女性向けの管理職研修を行っている。中小企業センターは南部に所在するので、北部の拠点としてトレピエと連携を図っていきたい。
- 委員：ジェンダー平等の講座をしごと支援課の会議室を使用して実施している。毎年議題を変えて、幅広く周知しているが、参加者は30名～40名ほどなので、もう少し広げていきたい。
- 委員：企業の行動計画を策定する段階から関わることができれば、セミナーを受講してもらえるのではないかと。トレピエとして何ができるかも検討してもらいたい。
- 事務局：トレピエでは、女性活躍に向けての就労支援策やセミナーを企画中であり、尼崎創業支援オフィス アビーズ (ABiZ) のサテライト的な役割として、トレピエ内に就業等支援スペースを設けることも検討している。
- 委員：トレピエの役割を高めていくことは良いことである。  
本日はこれで閉会する。

以上